

出 店 要 項

1 出店申込と出店料

- ① 出店申込は、別紙模擬店申込書に必要事項を記入の上、3月8日(金)《必着》までにエアメモ事務局に郵送して下さい。(FAX不可)
店舗所在地を誤魔化するための名義貸しの存在が指摘されています。そのような疑いがある出店については必要書類の提出を求めるとともに、出店を許可しない場合があります。
- ② 出店募集数は、一般枠：115店 市町村枠：5店の合計120店舗とします。(応募者多数の場合は事務局で決定します。)
- ③ 1店舗当たりの売場面積は、一般枠3.6m×3.6mです。
- ④ 出店料は、別紙「業種別出店基準表」を参照して下さい。
- ⑤ 出店料は仮決定後、4月2日(火)までに振込んでください。口座番号等は仮決定通知書に添付いたします。
- ⑥ 納期までに未納の出店申込者は、出店者仮決定を無効とします。

2 出店者仮決定と出店説明会

- ① 出店者仮決定通知は、3月18日(月)以降文書で通知します。
- ② 出店者説明会は、4月11日(木)に鹿屋商工会議所(鹿屋市新川町600番地)2-1会議室で開催する予定です。

3 出店と店舗割当(コマ割り)

- ① 出店の権利は、他人に譲渡、又は転貸することはできません。
- ② コマ割りは、地元者を優先し、出店説明会において抽選で決定します。
- ③ コマ割りは、出店申込者1人につき「1コマ」の割当とし、代理抽選はできません。抽選に不参加の場合は、実行委員会で決定します。
- ④ 出店者同士の話し合いによる割当て場所の変更は認めません。
- ⑤ 出店テントについては、主催者の準備したものに限ります。
- ⑥ 発電機の手持込みはできません。電気の必要な方は出店説明会時に申し込んでください。

4 出店仮決定の取り消し

- ① 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設、附属設備、器具、その他工作物を損傷するおそれがあるとき。
- ③ 出店者が許可条件に違反したとき。
- ④ 出店者仮決定取り消しで、出店者に損害が生じても、主催者側はその賠償の責めを一切負いません。

5 出店料の返納

既納の出店料は返還しません。ただし下記の場合は返納請求ができます。

- ① 公益上または管理上の必要により使用開始前に許可を取り消したとき。但し、上記「出店者仮決定の取り消し」の項目に、該当する場合を除きます。

- ② 出店者が4月11日(木)午前中までに許可の取消を申し出て、主催者が相当の理由があると認めたとき。

6 許可条件

(1) 営業関係

- ① 出店採用者に対しては、出店許可証を発行します。当日、店舗内の見やすい所に掲示して下さい。
- ② **販売及びバックヤードは割り当てテント内に限ります。(店舗外への看板の設置、店舗外での販売及び呼び込みは禁止します。)**
- ③ 申請して許可された品目以外の販売はできません。
- ④ 「アルコール類」の販売は禁止です。アルコールの試飲等も出来ません。また「ヘリウムガス注入風船」「モデルガン」「ラジコン」等の販売・配布も禁止します。
- ⑤ 出店品については価格表示を義務付けます。また出店者の事業所名及び所在地の掲示を必ず行なって下さい。
- ⑥ 食品衛生法の改正(平成26年4月1日)により、保健所への届け出は、会場で調理する飲食店に限り各出店者での申請および申請手数料が必要となりました。
- ⑦ 販売時間は、午前8時から午後3時30分までとします。
- ⑧ 販売品、準備物品等の搬入は、午前5時から6時までに正門から搬入して下さい。(前日の27日(土)午後1時～4時の間設営可能です。午後4時までには出門完了して下さい。当日の設営は非常に混雑しますので、できるだけ前日に設営してください。なお、数年前、出店準備中にゴミ等が風で散乱するという事案がありました。自分の店で発生したごみは確実にその店で処理して下さい。)
- ⑨ 模擬店会場近くに「来場者用の飲用及び手洗い用の水栓」を準備しますが、基本的に水の必要な方は各自で準備して下さい。
- ⑩ 飲食販売業者は、店舗ごとに消毒液と手洗い水と受け水用のバケツ及び蓋付ゴミ箱を準備して下さい。またテント3方に各自でシートを設営して下さい。(保健所指示)
- ⑪ 出店者は、必ず会場アスファルト汚損防止の対策(シートを敷く等)を配慮するとともに、熱湯や氷を捨てる場合は必ず側溝に処分して下さい。過度の汚損を与えた場合は、出店者に「その汚損除去費用」を徴収します。また次年度以降の出店を受け付けません。誤ってアスファルトを汚損した場合は、直ちに会場責任者まで申告して下さい。
- ⑫ 火気又は電熱器等を使用する業者は、必ず小型(10型)以上の消火器を店舗内に準備して下さい。準備できない場合は、その間営業を停止します。停止により出店者に損害が生じても、主催者側はその賠償の責めを一切負いません。

(2) 車両関係

- ① 基地内は、許可車両以外は通行禁止です。出店者には、出店者説明会時、実行委員会から通行許可証(隊発行)を交付しますので、搬入車両のフロントガラスの見やすい位置に貼付して下さい。
- ② 通行許可証は各出店者1店舗につき、1枚交付します。但し肉・魚等の保冷車が必要な方は、衛生上によりもう1枚交付できます。

- ③ 出店当日に使用する車両には必ず任意保険を掛け（対人対物：無制限）、出店申込み時にその旨を「模擬店出店者申込書」に記入して下さい。（自衛隊の規則で基地内通行車両は対人対物：無制限の任意保険に加入することが義務付けられています。）
- ④ 搬入車両は午前7時から午後4時までの間、指定駐車場に駐車して下さい。
- ⑤ 模擬店会場内への車両の乗り入れは、午前7時以降はできません。従って不足品が生じた場合等は、人力で搬入して下さい。
- ⑥ 午後5時までには出門を完了して下さい。
- ⑦ **基地内では交通規則を遵守して下さい。歩行者優先、制限速度30km/時です。**
- ⑧ 入門後、手荷物検査及び車両検査を実施しますのでご協力をお願い致します。
- ⑨ 芝生内への車両の乗入れは厳禁とします。

(3) 清掃関係

- ① 出店に伴うゴミについては、出店者の責任において持ち帰って下さい。
- ② 販売に関するゴミ引取りを必ずして下さい。また、その表示を必ず掲示して下さい。
(例：「当店販売品のゴミは当店で引き取ります。」)
- ③ 販売終了後（午後3時30分）から各自のテント周辺の清掃をして下さい。
- ④ 販売時間終了前に完売しても時間前の撤去は出来ません。（車両の駐車場から模擬店会場への乗り入れは清掃終了後の午後4時以降とします。）

(4) その他

- ① 天候不良等で、中止せざるを得ない場合がある事をご承知下さい。
- ② 売上額、盗難、事故、お客様とのトラブル（含食中毒）等については、当事者間で解決して下さい。
- ③ 基地内は喫煙場所以外は『禁煙』です。出店者も指定された喫煙場所で喫煙してください。
- ④ 基地内へのペットの持込みはできません。（前日、当日とも）
- ⑤ 当日この要項及びスタッフの指示に従わない場合は即座に退去して貰います。
- ⑥ 不明な点は、実行委員会事務局に確認して下さい。
- ⑦ この要項に定めのない事項については、模擬店部会長の決するところによります。
- ⑧ 電気、机、イスが必要な方は、当方で業者を紹介します。申し出てください。
- ⑨ 火気及び食品を取り扱う出店者は、出店者の責任において、必ず適切な保険（施設賠償責任保険又はPL保険等）に加入して下さい。
- ⑩ 本出店要項に違反した場合、来年以降の出店を受け付けません。

必ず熟読し、抜けの無いように準備して下さい。本要項に違反した場合には、出店を認めない又は取り消す場合があります。それにより損害が生じても主催者側はその賠償の責めを一切負いません。（昨年との変更点を赤字で示してあります。）